

四半期報告書

(第42期第3四半期)

株式会社 幸楽苑

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第42期第3四半期(自 平成23年10月1日至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第3四半期 連結累計期間	第41期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	26,165,883	26,229,496	33,932,298
経常利益 (千円)	1,701,148	1,553,732	2,025,657
四半期(当期)純利益 (千円)	648,075	664,288	662,013
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	647,782	667,212	661,628
純資産額 (千円)	9,396,035	9,758,139	9,409,569
総資産額 (千円)	20,142,728	21,745,306	19,505,403
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	39.87	40.86	40.72
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.84	—	40.71
自己資本比率 (%)	46.52	44.73	48.12

回次	第41期 第3四半期 連結会計期間	第42期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.50	11.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第41期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第42期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(ラーメン事業)

平成23年9月にタイにおいて、ラーメン事業を展開することを目的として、KOURAKUEN (THAILAND) CO., LTD. を設立しました。現在は営業準備中です。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響から不況感が大幅に強まつておりましたが、震災からの復興・復旧に伴い、生産活動や消費環境に持ち直しの動きも見られております。しかしながら、原子力災害や電力供給不足に加え、海外経済の減速懸念や欧州の財政問題、急激な円高の進行・長期化等、先行きに対する不透明感が依然として根強く、本格的な景気回復には時間がかかるものと思われます。また、雇用・所得環境も厳しい状況にあることから消費マインドは低迷、個人消費も低調に推移し、デフレ基調が継続しております。

外食産業におきましても、景気低迷による節約志向から外食機会が減少する一方、放射能汚染問題・食中毒事件の発生から「食の安全・安心」に対する消費者意識が高まっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、継続的な店舗QSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）レベル向上対策と商品戦略強化による顧客満足度向上に取り組むとともに、1,000店舗体制実現と業界シェア拡大に向けた出店戦略に基づき、既存商勢圏内へのドミナント出店を積極的に推し進めてまいりました。また、自社工場における主要食材の大量生産システムによるメリットを最大限に発揮することで低価格戦略を継続するとともに、「食の安全・安心」を提供するため、新たに放射線測定機器を導入した社内検査体制を構築する等、従来の品質管理体制をさらに強化してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は26,229百万円（前年同期比0.2%増）の增收となり、営業利益は1,515百万円（同7.9%減）、経常利益は1,553百万円（同8.6%減）の減益となりましたが、特別損失が減少したことから、四半期純利益は664百万円（同2.5%増）の増益となりました。

また、当第3四半期連結会計期間末のグループ店舗数は468店舗（前年同期比36店舗増）となりましたが、このうち福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域に指定された地区のフランチャイズ加盟店1店舗については、営業を見合わせております。

セグメント別の業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高または振替高を含んで表示しております。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「マイスター制度（社内調理資格制度）」と「テーブル担当制（テーブル・サービス・レストラン型オペレーション）」を柱としたQSCレベル向上対策に継続的に取り組み、高品質で安定した商品提供ときめ細かいサービスにより、すべてのお客様に感動・感激の場面を提供できる店舗づくりを目指してまいりました。また、震災復興応援として「お子様元気セット（199円）フェア」や「焼ギョーザ（105円）フェア」等を実施いたしました。さらに、マネジメントレベル向上を目的とした店長教育を強化することで、競合他社との競争に地域・店舗別で迅速に対応できる人材を育成するとともに、店舗ごとの売上・利益管理の徹底に努めてまいりました。

商品面におきましては、ニーズに対応した季節メニューをタイムリーに導入してまいりました。夏場は猛暑を想定し、「冷し担担麺」や「野菜辛しもりそば」等の夏季メニューを導入して冷たい商品のバリエーションを充実させたほか、秋季期間限定メニューとして、「豚バラ中華そば」「贅沢濃厚魚介つけめん」、冬季期間限定メニューとして、「担担麺」「五目野菜らーめん」「酸辣湯麺」「コチジャン辛しらーめん」等を順次導入し、お客様からの高い注文率と客単価の向上につなげております。また、時間帯ごとのニーズに対応するため、ランチメニューの販売強化やディナータイム限定メニューの導入を進めているほか、コア商品となる「中華そば」のブラッシュアップにも取り組んでまいりました。

これらの諸施策により当第3四半期連結会計期間（平成23年10～12月）の直営既存店売上・客数は前年同期比で100%を上回りました。しかし、厳しい経営環境の影響により9月までの前年同期比のマイナスが大きかったことから、当第3四半期連結累計期間においては、直営既存店売上高前年同期比4.2%の減少、客数前年同期比5.5%の減少となりました。

店舗展開につきましては、年間41店舗の新規出店計画に対して、当第3四半期連結累計期間において関東地方を中心に新規に直営店「幸楽苑」43店舗、出店形態別ではロードサイド41店舗、ショッピングセンター内フードコートタイプ1店舗、ビルインタイプ1店舗を出店いたしました。また、スクラップ・アンド・ビルトを直営店1店舗で実施するとともに、スクラップを直営店3店舗で実施し、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は、直営店441店舗（前年同期比36店舗増）となり、業態別には「幸楽苑」441店舗となりました。

この結果、売上高は25,262百万円（前年同期比0.7%増）となりましたが、新規出店費用が増加したこと（新規出店数前年同期比33店舗増）等から営業利益は2,887百万円（同2.8%減）となりました。

② 他の事業

他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ加盟店24店舗）、その他外食事業（和食業態及びハンバーグ業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

その他外食事業の店舗展開につきましては、当第3四半期連結会計期間末において直営店3店舗となり（前年同期比増減なし）、業態別には「和風厨房伝八」（和食業態）2店舗、「フライングガーデン」（ハンバーグ業態）1店舗となっております。和食業態においては、「石焼チャーハン」等の新メニュー導入効果もあり、売上高・客数ともに前年同期比100%を上回りました。

また、グループ内の販売促進活動の強化により、広告代理店業務の売上高が増加したこと等から、売上高は1,347百万円（前年同期比4.1%増）となり、不採算事業からの撤退やコストコントロールの徹底により、営業利益は244百万円（同24.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて712百万円増加し、3,300百万円となりました。これは、現金及び預金が721百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて1,527百万円増加し、18,444百万円となりました。これは、建物が582百万円、リース資産が934百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて2,239百万円増加し、21,745百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて567百万円増加し、6,736百万円となりました。これは、一年内返済長期借入金が364百万円減少したものの、買掛金が442百万円、未払法人税等が62百万円それぞれ増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて1,324百万円増加し、5,250百万円となりました。これは、長期借入金が907百万円、固定負債「その他」に含まれるリース債務が335百万円、それぞれ増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,891百万円増加し、11,987百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて348百万円増加し、9,758百万円となりました。これは、利益剰余金が339百万円増加したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成21年5月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するため、買収防衛策の内容一部変更及び導入継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入継続」（以下、「本対応策」という。）について決議し、平成21年6月17日開催の当社第39期定時株主総会における承認を得て導入継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画を策定しておりますが、旧中期経営計画は平成23年3月期をもちまして終了したため、平成24年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、

イ 500店舗、1,000店舗体制に向けた出店強化

（中期目標、2年以内に500店舗・長期目標、10年以内に1,000店舗達成を目指す。）

ロ 既存店活性化対策

（既存店売上高前年比98～100%の維持）

ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

へ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率（R O I）20%以上、自己資本利益率（R O E）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成24年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながることになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は32百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,268,441	16,268,441	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,268,441	16,268,441	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	16,268,441	—	2,661,662	—	2,608,070

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,184,500	161,845	同上
単元未満株式	普通株式 69,541	—	同上
発行済株式総数	16,268,441	—	—
総株主の議決権	—	161,845	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋字 川久保1-1	14,400	—	14,400	0.08
計	—	14,400	—	14,400	0.08

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,544,120	2,265,595
売掛金	126,388	183,994
たな卸資産	264,579	287,190
その他	653,315	564,060
流動資産合計	2,588,403	3,300,840
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,884,913	5,466,937
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産	1,272,162	2,206,834
その他（純額）	778,873	1,026,018
有形固定資産合計	10,890,191	12,654,031
無形固定資産	171,283	179,139
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,121,406	2,205,672
その他	3,737,144	3,408,655
貸倒引当金	△3,025	△3,032
投資その他の資産合計	5,855,525	5,611,295
固定資産合計	16,917,000	18,444,466
資産合計	19,505,403	21,745,306
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,333,064	1,775,455
1年内返済予定の長期借入金	1,529,332	1,164,490
未払法人税等	251,911	314,035
その他	3,055,267	3,482,877
流動負債合計	6,169,575	6,736,858
固定負債		
長期借入金	1,856,640	2,764,610
資産除去債務	533,086	585,306
その他	1,536,532	1,900,391
固定負債合計	3,926,259	5,250,308
負債合計	10,095,834	11,987,167

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,661,662	2,661,662
資本剰余金	2,658,096	2,658,096
利益剰余金	4,085,722	4,424,929
自己株式	△19,836	△19,968
株主資本合計	9,385,644	9,724,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	421	3,705
為替換算調整勘定	—	△176
その他の包括利益累計額合計	421	3,529
新株予約権	23,504	22,386
少数株主持分	—	7,504
純資産合計	9,409,569	9,758,139
負債純資産合計	19,505,403	21,745,306

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	26,165,883	26,229,496
売上原価	7,155,120	7,037,113
売上総利益	19,010,763	19,192,382
販売費及び一般管理費	17,364,910	17,677,330
営業利益	1,645,852	1,515,052
営業外収益		
受取利息	31,568	27,540
固定資産賃貸料	107,050	122,512
その他	90,797	113,885
営業外収益合計	229,415	263,938
営業外費用		
支払利息	52,950	41,469
固定資産賃貸費用	97,870	119,496
その他	23,298	64,292
営業外費用合計	174,119	225,258
経常利益	1,701,148	1,553,732
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	31,012	40,122
その他	44,030	11,327
特別利益合計	75,042	51,449
特別損失		
投資有価証券評価損	34,206	32,364
減損損失	29,412	83,812
その他	401,206	18,864
特別損失合計	464,824	135,041
税金等調整前四半期純利益	1,311,366	1,470,140
法人税、住民税及び事業税	593,050	648,060
法人税等調整額	70,239	157,792
法人税等合計	663,290	805,852
少数株主損益調整前四半期純利益	648,075	664,288
少数株主利益	—	—
四半期純利益	648,075	664,288

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	648,075	664,288
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△292	3,284
為替換算調整勘定	—	△360
その他の包括利益合計	△292	2,924
四半期包括利益	647,782	667,212
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	647,782	667,396
少数株主に係る四半期包括利益	—	△183

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
連結の範囲の重要な変更	
平成23年9月23日に会社を設立し、平成23年10月6日に資本金の払い込みを完了したことから、当第3四半期連結会計期間より、KOURAKUEN(THAILAND)CO., LTD.は、連結の範囲に含めております。	

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	
(2) 法人税率の変更等による影響	
平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。	
平成24年3月31日まで 39.8%	
平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.2%	
平成27年4月1日以降 34.8%	
この税率の変更により繰延税金資産の純額が76,612千円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が76,612千円増加しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
偶発債務 当社は平成22年3月31において、店舗建物の賃貸借契約に係る保証金又は建設協力金の返還請求権691,804千円を信託し、信託受益権の一部511,754千円を譲渡しました。 なお、当該譲渡に関して原債務者が、保証金又は建設協力金の返還が不能となった場合など特定の事由が発生した場合、当社は譲渡先に対して当該返還不能となった金額を支払う義務があります。平成23年3月31日現在の当該支払義務が発生する可能性がある金額は408,516千円であります。	偶発債務 当社は平成22年3月31において、店舗建物の賃貸借契約に係る保証金又は建設協力金の返還請求権691,804千円を信託し、信託受益権の一部511,754千円を譲渡しました。 なお、当該譲渡に関して原債務者が、保証金又は建設協力金の返還が不能となった場合など特定の事由が発生した場合、当社は譲渡先に対して当該返還不能となった金額を支払う義務があります。平成23年12月31日現在の当該支払義務が発生する可能性がある金額は337,448千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	575,518千円	672,788千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月20日 取締役会	普通株式	243,812	15	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	162,541	10	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月19日 取締役会	普通株式	162,540	10	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	162,539	10	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社グループは会社及び事業部門を基礎とした業態別及びサービス別のセグメントから構成されており、当社グループの事業セグメントは以下の通りであります。

- ① ラーメン事業…ラーメン直営店（業態「幸楽苑」）の運営
- ② フランチャイズ事業…フランチャイズ加盟店への当社製品等の販売、経営指導等
- ③ その他外食事業…ラーメン事業以外の直営店（和食業態「和風厨房伝八」、ハンバーグ業態「フライングガーデン」）の運営
- ④ 通販事業…当社製品の通信販売
- ⑤ 保険代理店事業…損害保険及び生命保険の代理店業務
- ⑥ 広告代理店事業…広告代理店業務

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社グループは会社及び事業部門を基礎とした業態別及びサービス別のセグメントから構成されており、当社グループの事業セグメントは以下の通りであります。

- ① ラーメン事業…ラーメン直営店（業態「幸楽苑」）の運営
- ② フランチャイズ事業…フランチャイズ加盟店への当社製品等の販売、経営指導等
- ③ その他外食事業…ラーメン事業以外の直営店（和食業態「和風厨房伝八」、ハンバーグ業態「フライングガーデン」）の運営
- ④ 保険代理店事業…損害保険及び生命保険の代理店業務
- ⑤ 広告代理店事業…広告代理店業務

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	39円87銭	40円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	648,075	664,288
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	648,075	664,288
普通株式の期中平均株式数(株)	16,254,144	16,254,010
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	39円84銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	9,904	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

第42期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）中間配当については、平成23年10月27日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 162,539千円 |
| ② 1 株当たりの金額 | 10円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年12月 2 日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社幸楽苑

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木和郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富樫健一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新井田傳は、当社の第42期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。